



《北海道遺産》
北海道大学札幌農学校第2農場
(札幌市)

クラークの意思が宿る近代農業モデル施設

「札幌農学校第2農場」は、クラーク博士の大農構想により、1877（明治10）年に建築した模範家畜房（モデルバーン）や穀物庫（コーンバーン）をはじめとするわが国最古の洋式農業建築群を揃えており、ここから日本の畑作・酪農の技術普及が進んだ。施設内には、明治初期に輸入したアメリカ製畜力機械など、近代農業史を語る貴重な資料も展示されており、例年春から秋には一般公開も行われている。

（北海道遺産公式サイト <https://www.hokkaidoisan.org/> より引用）

INDEX

- 3 令和2年度第6回理事会開催される
- 4 令和3年新春経営者研修会開催される
- 5 令和2年度共済制度加入拡大キャンペーン実施中
- 6 団体扱給油事業のご案内
- 7 中小企業等事業再構築促進事業のご案内
- 8・9 「同一労働・同一賃金」への対応に向けて
- 10 オフィス文書のユニバーサルデザイン講座、MUDアドバイザー検定オンラインで受講・受験のご案内
- 10 業界のうごき

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル

TEL.011-595-8071 / FAX.011-595-8072

[Website] <http://www.print.or.jp> [E-mail] info@print.or.jp



P-00023

この印刷物は、CSRに取り組み印刷会社が製作した印刷物です。

「新型コロナウイルスによる経済的影響に対する見舞金」の贈呈を決定

令和2年度第6回理事会

令和2年度第6回理事会が、1月8日午後1時から札幌市中央区の札幌グランドホテルで理事13人と監事1人が出席して開催され、新型コロナウイルスによる経済的影響に対して組合員に一律10,000円の見舞金を贈ることなどを決定した。

理 事会は、定数報告が行われ、岸理事長を議長に議事に入った。

最初に、報告事項として、

- (1)財務状況について、第3四半期（12月末）の貸借対照表、損益計算書、予算対比表、賦課金納入状況の説明が行われた。
- (2)令和3年度賦課金決定のための売上高報告調査の実施について、1月20日に調査票を送付し、2月5日を報告期限として調査を行うことが説明され、調査票提出への協力要請が行われた。
- (3)令和2年度被表彰者について、第72回中小企業団体全国大会において、北海道印刷工業組合が優良組合、岸昌洋氏が組合功労者として全国中小企業団体中央会会長から表彰を受けたことが報告された。

次に、議事に移り、

- (1)新型コロナウイルスによる経済的影響への対応について、新型コロナウイルス感染症拡大により未曾有の社会経済活動の停滞を招き、組合員各位におかれても多大な経済的影響を受けている状況が推測され、組合活動においても大きく影響を受け、組合員ならびに関係者の健康・安全のため、事業の中止・縮小等を余儀なくされ、組合員へ満足なサービスが届けられない状況にあることから、持続化給付金・家賃支援給付金・全印工連からのコロナ対応工組特別見舞金および地区印刷協議会運営連絡強化助成金と本年度予算の執行状況等を熟考し財源を生み出し、予備費を活用し、慶弔規約により、福利厚生事業において、「新型コロナウイルスによる経済的影響に対する見舞金」として、組合員各社へ一律10,000円を贈ることを決議した。

見舞金は、1月20日に組合員各社に対し案内文を送付し、口座確認作業を行い、2月中の贈呈を目指すこととした。

新型コロナウイルス感染症対応見舞金

組合員が、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的損害を被っていることから、見舞金として、1組合員10,000円を贈る。

- (2)令和2年度下期北海道地区印刷協議会について、全印工連からリアル開催の要請があることと上期北海道地区印刷協議会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため理事メンバーでオンラインでの開催



となったことから、下期はリスク回避をしながらリアルで開催したい旨が説明され、承認された。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、変更がある場合は、その判断を理事長に一任することが併せて承認された。

日 時	令和3年3月5日(金)
	13:00~13:50 第7回理事会
	14:00~15:00 全体会議
	15:10~16:10 分科会(委員会)
	16:15~17:00 総括会議
17:10~18:40 情報交流会(懇親会)	
会 場	札幌市内

- (3)新規加入組合員の承認について、1社の加入を承認した。

(十勝支部)

とかち印刷組合 代表 角高紀

令和3年1月1日加入

- (4)委員会の活動状況について、各担当委員長より活動状況が報告された。

経営革新マーケティング委員会では2月に開催を予定していた勝ち残り合宿ゼミが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため次年度に持ち越しになった、青年部委員会では2月6日に全青協全国協議会をリアルとWebの両建てで開催を計画していたが新型コロナウイルス感染症拡大防止のためWebのみで開催することになったことが、それぞれ説明された。

以上で、議事を終了し、各支部の活動状況および各社の近況についての情報交換が行われ、理事会を終了した。

DXで印刷産業の未来を拓く

令和3年新春経営者研修会開催

令和3年新春経営者研修会が、1月8日午後2時45分から、札幌グランドホテルで、講師に全日本印刷工業組合連合会の滝澤光正会長を迎え、「印刷産業の未来を拓く」をテーマに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、会場参加とオンライン参加のハイブリット型で30余人が出席して開催された。

研

修会は、冒頭、岸理事長が「本年も、人々の暮らしを彩り幸せを創る印刷産業を目指し、全日本印刷工業組合連合会との連携をより密にして、全国の組織力を活かし、組合員の皆さまに役立てるよう精進していく」と、新年のあいさつを述べた。



滝澤会長は、最初に、コロナ禍、ポストコロナにおいて、印刷産業が持続的発展を続けるためには構造改革が必要であり、それは効率の良いプロダクションによる収益改善、ソリューションプロバイダーとしての価値の提供、人材確保と育成であることを説明した。

次に、経済産業省が実施した印刷産業に関する調査により、印刷産業の課題として、設備稼働率の悪化、生産設備の供給過剰、受注単価下落による営業利益率の低下、収益管理が行えていない、経営者の高齢化による事業承継の問題などが浮き彫りになり、印刷産業の底上げの方向性として、地域のさまざまな企業連携・個々の得意分野の把握、稼働情報データの連携、管理コストの引き下げをDXにより生産性の向上、付加価値創出を行うことの提言が導き出されたことを解説した。

また、印刷産業戦略デザイン室でも、メディアの多様化・需要減少により縮小する印刷市場、過剰設備による供給過剰・設備老朽化・差別化の困難、小規模企業が多く総じて生産性が低い、生産年齢人口減少による労働力不足・担い手の減少、経営者の高齢化・後継者不足、印刷産業の社会的地位の向上などを印刷産業の現状課題と捉えており、高付加価値情報サー



ビス産業への転換にはDX導入により協調による生産集約が不可欠であるとしているとし、DX導入による生産協調を進めることにより、生産を縮小あるいはサービスに特化する会社は、顧客接点を最大化することに経営資源を投下し、高い付加価値を創出し、生産に経営資源を投下する会社は、さらなる生産性向上によりスマートファクトリー化を進めるとした。

全印工連が目指す印刷版DXネットワークには、大小規模さまざまな業態の印刷会社が参画し、それぞれの強みをシェアしあう場となり、DXシステムにより、印刷物の仕様・納期・デリバリーなどの要件を入力すると可能な組み合わせと金額が表示され、製造側は受注可能金額を設定しておけば受注業務が自動化されるものを構築するとした。

滝澤会長は、デジタル技術とデータの活用により、印刷産業が抱える諸問題を改善し、生産の効率化やビジネスモデルの変革を促進することで、印刷産業全体の構造改革をもたらし、印刷産業が光り輝く産業として変貌を遂げ、HAPPY INDUSTRYとなることが、全印工連における印刷産業DXであると結んだ。

令和2年度 共済制度 加入拡大キャンペーン実施中

生命共済、設備共済、医療・がん共済

全日本印刷工業組合連合会は、全国組合員の相互扶助に基づく共済事業として生命共済・設備共済・医療・がん共済・災害補償共済・経営者退職功労金制度の5つの共済制度を実施している。

これらの共済制度は、全国規模のスケールメリットにより、一般の保険と比べて割安な掛金で福利厚生や経営安定に役立つ制度として、いずれも多くの組合員企業に利用いただいている。

企業にとって人や設備は大切な資産であり、従業員の死亡・入院や労災事故、突発的な事故による機械設備の故障など、不測の事態に備えるための共済制度は必要不可欠なものである。

また、割安な共済制度を利用して保険の見直しを行うことは効率的な経費の節減にもつながる。

全印工連では、本年度、5つの共済制度のうち、生命共済、設備共済、医療・がん共済の3つに焦点を絞り、「共済制度加入拡大キャンペーン」を実施している。

北海道印刷工業組合は、本年度、共済制度加入拡大の重点推進工組の指定を受け、9月から「令和2年度共済制度加入拡大キャンペーン」を実施している。

キャンペーンの実施にあたり、「生命共済」の推進担当会社として第一生命保険株式会社、「設備共済」と「医療・がん共済」の推進担当会社として共立株式会社と連携して募集活動を行っている。

■キャンペーンを行う共済制度

○「生命共済制度（ライフピア）」

経営者や従業員の方の死亡・高度障害のほか、不慮の事故による障害や入院について、割安で大きな補償を得られる制度。

○「総合設備共済制度（せつび共済）」

機械設備事故による損害を補償する制度。オプションにより全国規模で発生している風水害や地震災害による補償にも対応。

○「医療・がん共済制度」

疾病・障害による入院や所定の手術を受けた場合や三大疾病で入院した場合に補償する医療保険。平成26年からがん補償が追加。

■キャンペーン推進会社連絡先

〔生命共済〕

第一生命保険株式会社札幌総合支社
営業推進統括部長 岩出二郎氏
電話 (011) 241-3141
FAX (011) 209-0323

〔設備共済、医療・がん共済〕

共立株式会社札幌支店
小原智也氏
電話 (011) 281-5705
FAX (011) 222-1927

ガソリン・軽油を廉価で購入し、経費節減！が可能

北印工組独自の共済事業「団体扱給油事業」のご案内

北海道印刷工業組合は、独自の共済事業として、ガソリン・軽油が市価より廉価で購入できる「団体扱給油事業」を実施している。

北 海道印刷工業組合は、「団体扱給油事業」を、陸自総合協同組合と提携し、実施している。

この団体扱給油事業は、ガソリンと軽油が対象で、組合員企業の自動車の給油を団体扱いで取り組むことにより、市販のガソリン・軽油価格より廉価で購入できることから、組合員企業の経費削減の一助を目的としている。

また、従業員の自動車も対象になるので福利厚生の上にも利用できる。

価格基準は、道内一律価格となっている。

対象製品は、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油の3種類となる。

給油先は、ENEOS、コスモ、出光の全道のガソリンスタンドとなり、同一の看板（メーカー）であれば、どのスタンドで給油しても契約価格で給油でき、代行手

数料は不要となる。

価格は、資源エネルギー庁石油情報センターの当月全国平均価格からガソリンは4円引き（コスモは5円引き）、軽油は同じく7円引き（コスモは8円引き）となり、これが基準価格となる。

実際の販売価格は、この基準価格を下回る価格で取引が行われている。（下表参照）

給油方法は、給油カードを使用し、キュッシュレスで後払い（口座振替・振込み）となる。

また、利用明細が発行されるため車両管理にも役立つことができる。

この制度の利用にあたって、出資金10,000円（退会時に返還）と1法人1,200円の年会費が必要で、加入にあたっては与信審査がある。

団体扱給油事業（陸自総合協同組合）

レギュラーガソリン（ENEOS・出光）

基準価格 資源エネルギー庁石油情報センター

（単位：1リットル当たり価格）

年/月	北海道 平均価格 A	全 国 平均価格 B	陸自総合協同組合		利用差額 E D-A
			契約販売価格 C (全国平均-4.0円)※	販売実績価格 D	
2020/12	135.1	134.7	130.7	128.2	-6.9
2020/11	132.5	132.5	128.5	123.4	-9.1
2020/10	133.1	134.1	130.1	124.4	-8.7
2020/ 9	132.9	135.2	131.2	125.7	-7.2
2020/ 8	132.4	135.2	131.2	125.3	-7.1
2020/ 7	128.7	131.0	127.0	121.8	-6.9

※ COSMO は、全国平均の 5.0 円引きになる。

軽油（ENEOS・出光）

（単位：1リットル当たり価格）

年/月	北海道 平均価格 A	全 国 平均価格 B	陸自総合協同組合		利用差額 E D-A
			契約販売価格 C (全国平均-7.0円)※	販売実績価格 D	
2020/12	117.9	115.4	108.4	108.3	- 9.6
2020/11	115.3	113.7	106.7	103.4	-11.9
2020/10	116.1	114.8	107.8	104.4	-11.7
2020/ 9	116.1	115.3	108.3	105.8	-10.3
2020/ 8	115.4	115.6	108.6	106.0	- 9.4
2020/ 7	111.6	112.5	105.5	101.9	- 9.7

※ COSMO は、全国平均の 8.0 円引きになる。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。

中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3
- ✓ 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

*事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1 / 2 (4,000万超は 1 / 3)
- ✓ グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

** 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

令和2年度3次補正予算案において実施予定

(上記予算案成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。)

「同一労働同一賃金」への対応に向けて

大企業：2020年4月1日～ 中小企業：2021年4月1日

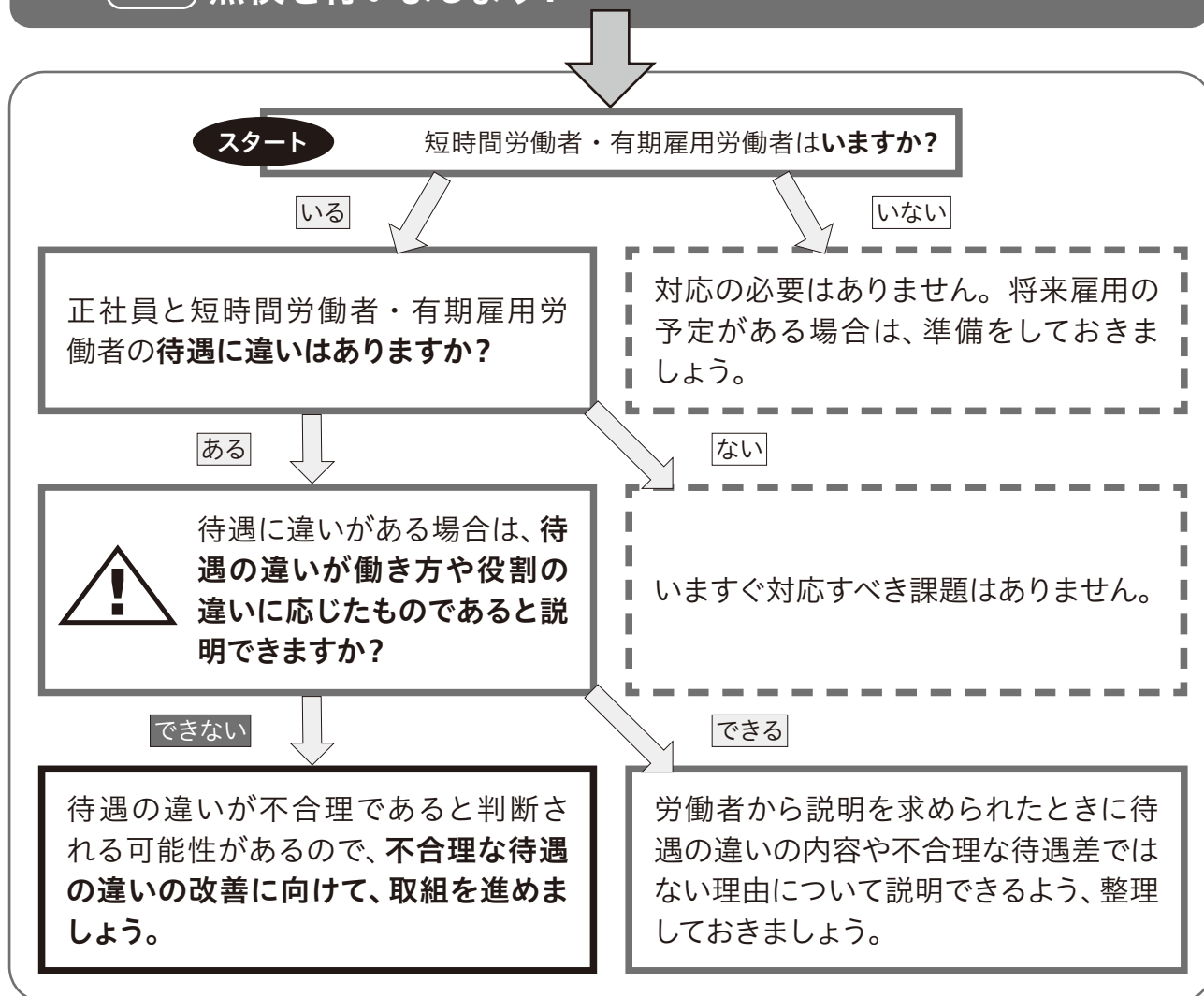
正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差の解消（いわゆる「同一労働同一賃金」）が求められます。

事業主に求められることは？

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。



自社の状況が法の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行いましょ！



- 単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。
- 正社員と、①職務内容（業務の内容+責任の程度）、②職務内容・配置の変更範囲（転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲）、③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。
- 正社員と①②ともに同じ場合、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されます。

「同一労働同一賃金」への対応に向けて

不合理な待遇差とは？

○短時間労働者・有期雇用労働者の待遇が、正社員との働き方や役割の違いに応じたものとなっているかがポイント！・待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方と主な具体例は以下のとおりです（「同一労働同一賃金ガイドライン」より）。

基本給

労働者の「①能力・経験」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題とならない例】

能力・経験に応じて基本給を支給している会社において、正社員が有期雇用労働者より多くの経験を有することを理由に、より高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関連が無い。

【問題となる例】

業績・成果に応じて基本給を支給している会社において、所定労働時間が正社員の半分の短時間労働者に対し、その販売実績が正社員の販売目標の半分に達した場合には、正社員が販売目標を達成した場合の半分を支給している。

賞与（ボーナス）

賞与（ボーナス）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

【問題となる例】

正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給していない。

通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも正社員と同一の支給をしなければならない。

福利厚生施設

正社員と同一の事業所で働く短時間労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の①給食施設、②休憩室、③更衣室の利用を認めなければならない。



上記以外の待遇も、不合理な待遇差の解消が求められます。このため、労使で、それぞれの事情に応じて、十分な話し合いをしていくことが望まれます。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ。労使間でトラブルが生じた場合、無料・非公開でトラブル解決のお手伝いをすることもできます。

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、取組の参考となる情報や制度の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは、各都道府県働き方改革推進支援センターへ。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



オフィス文書のユニバーサルデザイン講座

MUDアドバイザー検定

(MUD教育検定3級アドバイザーより名称変更)

オンライン受講&受験

特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会は、オンラインで全国どこからでもいつでも受講・受験できる「オフィス文書のユニバーサルデザイン講座」「MUDアドバイザー検定」(MUD教育検定3級アドバイザーより名称変更)を、本年2月1日(月)より開始します。

●オフィス文書のユニバーサルデザイン講座とは

オフィス文書を正しく伝えるための理論や手法を解説。特に、学校や職場などで一般的に使われる文書について、Microsoft社製のWord、Excel、PowerPointを実際に使いながら、配慮できるように解説していきます。また色選択ソフト「カラーパレット(特許取得済)」も利用いただけます。

●MUDアドバイザー検定とは(MUD教育検定3級アドバイザーより名称変更)

老眼や白内障の中・高齢者や色覚障がいの方々などにもわかりやすい印刷物、Web、サインなどを、制作・発注できる知識・技術を習得することを目的としています。受験対象者は、印刷関連業者に限らず、印刷デザインを発注する企業や、デザインを学ぶ学生など、広く一般の方々を対象にしています。

オンライン受講・受験の概要		
名称	オフィス文書のユニバーサルデザイン講座	MUDアドバイザー検定
料金	キャンペーン特別料金実施中!(8/31まで) 受講料 11,000円【税込み】→7,700円【税込み】	キャンペーン特別料金実施中!(8/31まで) 受験料 一般: 19,800円【税込み】→18,150円【税込み】 学生: 6,600円【税込み】→6,050円【税込み】
会場	好きな場所で受講・受験いただけます	
日時	好きな日時に受講・受験いただけます	

※対面型教育の「オフィス文書のユニバーサルデザイン講座」「MUDアドバイザー検定」も開催しています。ホームページで案内しています。

問い合わせ先

内閣府認証 特定非営利活動法人 **メディア・ユニバーサル・デザイン協会事務局**
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8日本印刷会館4F 全日本印刷工業組合連合会内
《ホームページ》<https://www.media-ud.org/> 《E-MAIL》info@media-ud.org

業 界 の う ぞ き

▶(有)常盤製本社長に鹿田昭彦氏

有限会社常盤製本(旭川市台場1条3丁目1番1号)は、このたび、梅津浩子社長に代わり、新しく代表取締役役に鹿田昭彦氏が就任した。

▶ムサシ札幌支店長に古谷剛文氏

株式会社ムサシ札幌支店(札幌市北区北12条西3丁目1番15号 N12ビル)は、このたび、森山明彦支店長に代わり、新しく支店長に古谷剛文氏が就任した。